

## 介護老人保健施設入所者に対する 処方せんの交付について

### 第1 背景

- (1) 介護老人保健施設入所者に対して薬剤を投与した場合、従来より抗悪性腫瘍剤（内服）等については医療保険より算定できることとなつており、療養担当基準においても、この取扱いを明確化していた。
- (2) このような中で、平成20年度診療報酬改定において、医療保険より算定できる薬剤について、ダルベポエチン、疼痛コントロールのための医療用麻薬、B型肝炎・C型肝炎等に対する抗ウイルス剤、B型肝炎・C型肝炎に対するインターフェロン製剤、血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体を加えたところ。  
(「診療報酬の算定方法」 (厚生労働省告示第59号) 第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料)
- (3) しかし、現在介護老人保健施設入所者に対して保険医が処方せんを交付できるのは、上述の薬剤のうち、抗悪性腫瘍剤（内服）、疼痛コントロールのための医療用麻薬及びB型肝炎・C型肝炎等に対する抗ウイルス剤を処方した場合に限っている。(療養担当基準 厚生労働省告示第14号) (参考1、参考2)

#### [参考1]

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取り扱い及び担当に関する基準

#### 第20条四 処方せんの交付

- 施設入所者に対しては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、健康保険法第63条第3項第一号に規定する保険薬局（以下「保険薬局」という。）における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならない。

## [参考 2]

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等

### 第十二 療担基準第 20 条第四号ロの処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

- 一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする場合
- 二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 三 抗ウィルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

## 第 2 対応の方針

「介護老人保健施設入所者に係る診療料」に定められた項目の趣旨を踏まえ、現行の抗悪性腫瘍剤（内服）、疼痛コントロールのための医療用麻薬及びB型肝炎・C型肝炎等に対する抗ウィルス剤だけではなく、人工透析患者に対するエリスロポエチン、ダルベポエチン、B型肝炎・C型肝炎に対するインターフェロン製剤、血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体等に対しても処方せんを交付できるよう療養担当基準上の手当を行うこととしたい。